

消費税率引き上げに関する声明

このたび、政府は平成 26 年 4 月 1 日から消費税率引き上げを行う方針を決定いたしました。この政府方針を受けて当協会は、本年 10 月 1 日施行の「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき消費税の転嫁および表示に関して共同行為を取るべく、当協会の理事会全員一致の決定をもって、公正取引委員会にその旨の届出を行いました。

特別措置法は、今回の 2 段階の消費税率引き上げに当たり、事業者間で円滑かつ適正に税の転嫁が行われることを狙いとして設けられました。特に中小事業者向けには税の転嫁のしやすい環境を整える目的で、条件に合致した業界団体にはカルテルを認めようという内容になっております。

当協会としては、会員会社の実情を十分に踏まえつつ積極的にこの法律を活用していくことで、税の適正な転嫁を推進し業界としての社会的責任を果たして行かねばならないと考え、このたびの決定に至りました。

産業ガス・医療ガス業界にとっては、原発事故発生以来、東京電力の電気料金値上げ、さらに全国電力 6 社の料金値上げのほか、燃料費調整による大幅な料金引き上げ等々によって、事業継続上未曾有の苦境に立たされております。電力多消費産業である当業界にとって死活問題であることを数次にわたり電力事業者ならびに政府に訴えてまいりました。同時に、個々の事業者にあっては本来のガス価格を全うすべく、懸命に努力を重ねているところであります。

こうした中での消費税率の引き上げであり、いうなれば前門の虎、後門の狼の苦しみにあります。同時に、これまで業界内部でも、スムーズに税の転嫁をし切れていないところもあり、いまこそ当協会としては全会員が一致団結してこの問題に取り組むべきであると認識し、今回の対応となったわけであります。

今回の当協会の対応は、おそらく本特別措置法に基づく全国でも最初の事例になるであろうと推察いたします。国内産業において先鞭をつける行動ではありますが、社会インフラの一端を担い、重要な責務を持つ業界団体として、かつまた適切に税負担を担うべき事業者として、今回の特別措置法の援用によって行動することこそ国家社会の要請にかなうものと確信しております。

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜) 〇〇円 (税抜価格) 〇〇円 (本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

平成25年10月2日^{注1)}

消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法 及び価格の表示の方法に関する基準^{注2)}

一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下、「当協会」という。）は、消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）（平成25年法律第41号）第12条に基づき、平成26年4月1日及び平成27年10月1日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今次の消費税率の引き上げ」という。）に際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、当協会の会員（以下「会員」という。）のとるべき転嫁の方法及び価格の表示方法等を以下のとおり定める。^{注3)}

第1 転嫁の方法

会員は、今次の消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため、以下の転嫁の方法をとらなければならない。

- ① 会員は、自己の供給する商品又は役務の取引に際して各自が自主的に決定する消費税を含まない価格（以下「本体価格」という。）に消費税額分を上乗せして販売又は提供すること。
- ② 会員は、本体価格に消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる1円未満の端数を四捨五入の方法で処理すること。^{注4)} 但し、会員が取引先との間で端数処理の方法について合意した場合には、当該合意した方法に従う。

^{注5)}

第2 価格の表示

会員は、今次の消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため、自己の供給する商品又は役務の価格（以下「価格」という。）の表示に関して以下の措置をとらなければならない。^{注6)}

- ① 会員は、価格を本体価格で表示する場合には、併せて税込価格も表示すること。また、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないようにする措置を講ずること。
- ② 会員は、価格を税込価格で表示（総額表示）する場合には、併せて本体価格及び消費税の額を表示すること。

第3 遵守事項

会員は、今次の消費税率の引き上げに際して、自己の供給する商品又は役務の取引について、以下の表示をしてはならない。^{注7)}

- ① 取引の相手方に、「消費税は転嫁しません。」及び「消費税は当社が負担します。」等、消費税を転嫁していない旨の表示。^{注8)}
- ② 取引の相手方に、「消費税相当分値引きします。」及び「消費税率上昇分値引きします。」等、相手方が負担すべき消費税相当額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示（消費税との関連を明示しているものに限る。）。
- ③ 前各号に定める他、「消費税相当分のポイントを付与します。」等、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示（法8条3号に基づく内閣府令で定めるものに限る。）。^{注9)}

第4 本基準の有効期限

本基準の有効期限は、協会が本基準による定めをなしたことを法第12条に基づいて公正取引委員会に届出をしてから平成29年3月31日までとし、かつ、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に会員が取引先に供給する商品又は役務の取引に関してのみ効力を有する。^{注10)}

第5 補則

本基準は、産業・医療ガスの取引分野における競争を実質的に制限するものではなく、会員は如何なる理由を以てしても不公正な取引方法に該当する行為を行ってはならない。

以上

(別紙) 消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法
及び価格の表示の方法に関する基準の解説

- 注1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法は、国等の講ずる措置に関する14条(平成25年6月15日施行)以外、平成25年10月1日から施行されること。また、10月1日に政府として正式に消費税増税を決定したことを受けて、この基準の制定日を10月2日にした。
- 注2) 一応、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法及び価格の表示の方法に関する基準」と名付けたが、名称の如何は問題ではない。
- 注3) 実態はカルテル=企業協約であるが、形式は、会員各企業が各個別に合意した協定である必要はなく、JIMGAの自主規制ルールとして理事会或いは総会等しかるべき機関で決定することができる。
- 注4) 1円未満の端数処理の方法については、とりあえず四捨五入としたが、これにこだわらない。
- 注5) 1円未満の端数処理の方法について個別の取引先と四捨五入以外の方法(端数の切り上げ又は切捨てによる方法)を合意した場合には、その合意した方法によることによる。
- 〈例〉入札仕様書等で支払条件の記述で、消費税の端数処理について1円未満の端数は切り捨てる等具体的記述がある場合。
- 注6) 第2項の表示方法については、①又は②の何れか一つに絞って決めてもよい。
- 注7) 第3項の定めは、法12条により事業者団体に許容されている転嫁カルテル及び表示カルテルとは異なり、法8条により各事業者に禁止されている転嫁阻害表示を注意的に記載したものである。
- 注8) 同3項の①は、取引の相手方に、「消費税は転嫁しません。」及び「消費税は当社が負担します。」等、消費税を転嫁していない旨の表示。
- ②は、取引の相手方に、「消費税相当分値引きします。」及び「消費税率上昇分値引きします。」等、相手方が負担すべき消費税相当額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示(消費税との関連を明示しているものに限る。)
- ③は、前各号に定める他、「消費税相当分のポイントを付与します。」等、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示(法8条3号に基づく内閣府令で定めるものに限る。)
- 注9) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を与える旨の表示を定める内閣府令は、平成25年9月を目途に制定される。
- 注10) 公取委への届出を効力発生要件とするもの。

以上